

身体拘束等適正化のための指針

1. 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害や障害特性を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

※根拠となる法律：障害者虐待防止法

(1) サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合は下記の要件を全て満たしていることが条件である。

①切迫性：本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は「身体拘束・虐待防止委員会」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族（後見人）への説明・同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除するよう努力する。

(3) 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下の取り組みを実施。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉（スピーチロック）や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める。

3. 身体拘束等適正化のための体制

- (1) 事業者は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として「身体拘束・虐待防止委員会」を設置する。
- (2) 身体拘束・虐待防止委員会は、年2回以上定期的に開催し、次のことを検討、協議する。
 - ①施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。
 - ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。
 - ③身体拘束を実施した場合の解除に向けての検討。
 - ④虐待防止チェックリスト等を活用し、日々の業務を振り返り、虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には調査、検討及び対策を講じる。
 - ⑤身体拘束・虐待防止委員会の議事録の保存及び職員全体への周知や指導。
 - ⑥障害者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し。
 - ⑦身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員の教育や訓練、施設整備等を実施する。
- (3) 身体拘束・虐待防止委員会の構成員
 - ①施設長・所長（責任者）
 - ②次長
 - ③サビ管・係長
 - ④第三者委員
 - ⑤虐待防止担当者なお、必要に応じて支援リーダーや看護師、協力医療機関の医師等の助言を得る。

4. 身体拘束適正化のための研修

- (1) 身体拘束適正化のため、全職員に対して、障害者の理解や人権、障害者虐待防止、身体拘束防止、コンプライアンス等の職員研修を実施する
- (2) 上記を含めた定期的な教育・研修（年2回）の実施。
- (3) 新任者に対する新人研修等の実施。
- (4) その他、必要な教育・研修の実施。

5. 指針の閲覧について

- (1) 当施設の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに掲載。

令和4年2月1日